

令和4年度札幌市エゾシカ GPS 調査及び捕獲手法等検討業務

仕様書

この仕様書は、発注者札幌市（以下「委託者」という。）が受託者に委託する、「令和4年度札幌市エゾシカ GPS 調査及び捕獲手法等検討業務」を円滑かつ効果的に実施するために必要な事項を定める。

I 一般事項

1 適用範囲

- (1) この仕様書は「令和4年度札幌市エゾシカ GPS 調査及び捕獲手法等検討業務」（以下「本業務」という）に適用する。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、契約書によるものとする。
- (3) 契約書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。

2 用語の定義

この仕様書において「指示」「協議」及び「承諾」とは次の定義による。

- (1) 「指示」とは、委託者が受託者に対して指導助言することをいう。
- (2) 「協議」とは、委託者と受託者の間に業務に関して疑義等が生じた場合に、委託者と受託者が話し合い、疑義等を解決することをいう。
- (3) 「承諾」とは、受託者が委託者を經由して委託者の承諾を得ることをいう。

3 受託者の業務

受託者は契約の履行に当たって、次の事項に留意のうえ、本業務を行わなければならない。

- (1) 関係法規、規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た一切の事項について、外部漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了又は解除された後においても同様とする。
- (3) 定められた期間内に業務を完了するよう、進捗の管理に努めること。
- (4) 業務の実施に当たり、契約図書及び委託者の指示等に従い、本業務の意図、目的を充分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

4 疑義の解釈

この仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合の本業務の細目については、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。

5 業務処理責任者等

- (1) 本業務の処理について、業務処理責任者及び主任技術者を定め、委託者に通知すること。また、業務処理責任者及び主任技術者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務処理責任者と主任技術者とは、これを兼ねることができるものとする。
- (3) 業務処理責任者は、契約書、図書、仕様書等に基づき、本業務に関する一切の事項を処理するものとする。
- (4) 業務処理責任者は、本業務における技術的な管理を行ううえで必要な能力と経験を有する者でなければならない。

6 提出書類

- (1) 受託者は、業務着手時に下記の書類を作成して遅延なく提出し、委託者の承諾を得ること。
 - ア 業務計画書
 - イ 業務着手届
 - ウ 業務処理責任者設置に関する通知
 - エ 傷害保険及び損害賠償保険の保険証の写し
- (2) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。

7 打ち合わせ

- (1) 打ち合わせは本業務の着手時及び調査報告書提出前に実施するものとし、受託者は、すべての打ち合わせの結果を書面に記録し、その都度委託者の確認を受けなければならない。なお、打合せの方法は、新型コロナウイルス感染防止に配慮し、オンラインミーティングなどの方法も可とする。
- (2) 業務処理責任者は、打ち合わせに必ず出席すること。

8 業務の完了

受託者は、本業務を完了したときは、すみやかに当該委託業務の完了届及びその成果物を委託者に提出しなければならない。

9 個人情報の保護

受託者は、本業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、別記「個人情報取扱注意事項」を守らなければならない。

10 その他

- (1) この業務に関して生じる問題点は、委託者と受託者双方が協議し、処理すること。
- (2) 委託業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条・第 28 条に規定する権利を含む）、所有権等、その他の一切の権利は委託者に帰属するものとする。また、成果物の著作人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。
- (3) 受託者は、本業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (4) 委託業務の成果物に使用する写真、イラスト、その他の資料等について、第三者が

権利を有する著作物である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続き及び使用料等の負担は受託者の責任において行うこと。

- (5) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用および責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (6) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (7) 本業務に関する不都合等は、委託者に速やかに報告するとともに受託者の責任により適正に処理すること。
- (8) 本業務の履行においては、環境負荷の低減に努めること。
- (9) 本業務の履行において使用する商品・材料、製作物等は、「札幌市グリーン購入ガイドライン」に基づき環境に配慮したものとする。
- (10) 現地踏査、現地調査等の実施にあたっての土地への立入り申請等、必要な手続きについては受託者が実施すること。

II 業務内容

1 業務名称

令和4年度札幌市エゾシカ GPS 調査及び捕獲手法等検討業務

2 業務目的

札幌市では、石狩地域においてエゾシカの個体数が増加するとともに、エゾシカが市街地周辺に定着していることなどにより、エゾシカによる交通事故や市街地への出没事例が増加している。また、近年、エゾシカの森林植生への食害等による森林の荒廃や生物多様性の衰退、農業被害なども問題となっており、特に南区の硬石山、白川、砥山地区周辺（以下「対象地区」とする）においては、エゾシカの個体数調整が喫緊の課題となっている。

本業務では、対象地区において GPS 調査によりエゾシカの生息実態を明らかにするとともに、エゾシカの個体数削減に向けて、捕獲適地や捕獲手法を検討し、試験捕獲を実施する。

3 業務の履行期間

契約の日から令和5年3月31日(金)まで

4 業務内容

(1) 計画準備

ア 業務計画書の作成

業務を効率的に実施するため、業務計画書を作成し、委託者からの了承を得ること。業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

ア) 業務概要

イ) 業務行程表

ウ) 業務従事者一覧表

エ) 実施方法（実施期間、捕獲場所、巡回・誘引期間、捕獲方法 等）

オ) 安全管理規程（連絡体系図、安全指導体制 等）

イ 捕獲許可等の申請

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく捕獲許可申請等、業務の実施にあたり必要な許可申請については、委託者と受託者が協議して申請手続きを行うこととする。

ウ 実施体制

エゾシカの生態及び捕獲に関する知見を有する者2名1組以上の体制を原則とする。また、受託者は、現場で作業を実施する際には、必要な狩猟免許（わな猟及び銃器による止め刺しを行う場合は第1種銃猟）を有する者を従事させることとし、委託者が交付する指示書及び北海道が交付する従事者証を携行させるとともに、有害鳥獣駆除員の腕章を着用させること。

(2) 業務実施場所の選定

対象地区の農業関係者や地域住民の代表者、狩猟者等にヒヤリングを行い、エゾシカによる被害や生息状況の情報を収集する。さらに、現場の地形や周辺環境、現場へのアプローチ（除雪条件含む）、地権者との調整可否等の情報を加味した上で、エゾシカの捕獲に適した場所を3か所以上抽出し、あわせて捕獲手法についても検討する。なお、捕獲手法については、いずれかの場所に囲いわなを含めること。

(3) 業務内容

ア エゾシカの誘引

エゾシカの警戒心を解き、効率的に捕獲を実施することを目的として、(2)で選定した業務実施場所に誘引餌（圧ぺんコーン、圧ぺん大麦等）を設置し、エゾシカを誘引する。餌は受託者が調達することとし、エゾシカの誘引状況等を踏まえて、種類、量、設置場所、給餌頻度等について、より効果的な方法を検討すること。

イ 囲いわなの設置

業務実施場所に囲いわなを1基以上設置する。囲いわなはエゾシカを安全に捕獲できるものを受託者が調達し、用意すること。設置にあたっての除排雪も受託者が実施すること。

ウ エゾシカの捕獲、GPS発信機等の装着

業務実施場所において麻酔銃または囲いわなにより、エゾシカを2頭捕獲し、GPS発信機を搭載した首輪（以下「GPS首輪」という。）及び標識（耳標）を装着して放逐する。

なお、使用する器具、GPS首輪等については受託者が調達し、GPS首輪は次の条件を満たすものを用意すること。

- ア) GPSで測位し、遠隔でデータの送付が可能な機種
- イ) インターネットを通じてデータを取得できる機種
- ウ) 1年程度後に自動的に脱落する装置を備える機種

GPS首輪及び標識（耳標）の装着にあたっては、業務担当員と日程調整を行うとともに、現場においては委託者の指示に従うこと。

必要とする標識個体の確保が困難と判断される場合は、速やかに業務担当員と協議の上その指示に従うこと。

装着時には、年齢推定、体重、体長及び後足長などの外部計測、写真撮影、GPS機器による装着位置の記録を行うこと。

エ GPS首輪のデータ管理と分析

標識を装着したエゾシカ（以下「標識個体」という。）については、定期的にGPSデータを取得し、令和5年3月中旬までのデータをもとに、その行動特性等を明らかにする。

また、標識個体が狩猟や有害駆除により捕獲された場合や死体を収容した場合は、捕獲（収容）場所を確認してGPS首輪及び標識（耳標）を回収するとともに、死因を推測する。なお、回収したGPS首輪からインターネットを通じてデータを取得することが困難な場合は、直接データを取得する。

なお、次に示す事項について取得したデータを整理し、その解析結果を報告書として取りまとめる。

ア) 測位時刻等の整理

標識個体毎に測位時刻、位置データを一覧表に整理する。

イ) 測位 データの地図表示データの地図表示

GIS ソフトウェアを用いて測位した地点を地図上に表示する (shape 形式)。

ウ) 考察

標識個体の移動状況の解析結果を示した地図を作成し、その考察を行う。

オ 試験捕獲の実施

将来的なエゾシカの個体数削減のための捕獲に向けて、(2)で選定した業務実施場所においてエゾシカの試験捕獲を実施すること。捕獲方法については、銃器、囲いわな、くくりわな等の効果的な方法を検討したうえで3回程度実施し、捕獲方法と実施結果について報告すること。

なお、使用するわな、器具等については受託者が調達すること。

カ 捕獲個体の処理

捕獲した個体は、委託者と協議した場所において、止め刺しを行い、殺処分することとする。止め刺しの際には、安全面に十分配慮するとともに、捕獲個体に不必要な苦痛を与えないよう、適切な方法で止め刺しを行うこと。

また、止め刺しした個体は、受託者が適切に処理すること。

なお、食肉の利用促進の観点から、自己負担により捕獲個体を食肉加工場へ持ち込むことを希望する場合は認めることとするが、関係法令等を遵守するなど適正な措置を講じるとともに、委託者が食肉利用の実態等に関する情報提供を求めた際には、速やかにこれに応じること。なお、食肉加工場からの対価を受け取ってはならない。

キ わなの撤去

捕獲に際してわなを使用した場合は、地権者とも調整の上、業務終了後わなを適切に撤去すること。また、使用した誘引餌は他の動物の誘因を防止するために、速やかに除去し適切に処分すること。

(4) その他

ア 安全対策の徹底

受託者は、業務の実施にあたり、必要な安全対策を十分に講じること。なお、委託者は業務上の事故等に係る保証は一切行わないため、受託者は業務従事者の安全対策を十分に講じること。

イ 業務の中止等

天候不良、自然災害等により、業務の実施が困難な場合には、委託者と受託者が協議のうえ、その日の作業を中止することができるものとする。この場合、業務報告書等に中止の理由及び協議内容等について記載すること。

5 委託成果品

(1) 業務報告書 (A4 判)

業務の実施結果及び捕獲個体の記録・写真等を取りまとめた報告書を作成し、印刷物として2部提出すること

(2) 電子データ

アの報告書、報告書作成時に使用した図表及び撮影画像等の電子データ（PDF 形式及び作成時のファイル形式）、GIS データ（shp ファイル等）を CD-ROM 等の電子媒体により提出すること。

【提出先】

札幌市環境局環境都市推進部環境共生担当課

（札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 札幌市役所本庁舎 12 階南側）

6 業務担当者

環境局環境都市推進部環境共生担当課 寺島 清尾

札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 TEL 011-211-2879